

性犯罪・性暴力のない社会を実現するために教育に求められること
—「生命（いのち）の安全教育」の更なる充実に向けた提言—

東京大学公共政策学教育部公共政策学専攻
国際プログラムコース1年 原理央 (51-228225)

hara.rio.a@gmail.com

要旨

文部科学省が2021年4月に公表した、子どもを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないことを目的とする「生命（いのち）の安全教育」の教材について、既存の政策枠組みの下での更なる充実を目指すための政策提言を行った。具体的には、①「生命の安全教育」の各学校段階の指導内容を次期学習指導要領に盛り込むこと、②現在高校（卒業直前）・大学・一般向けに作成されている啓発資料の内容を中学校・高校向けの教材に盛り込むことの2点を提案した。これらの施策により、①政府の掲げる「「生命の安全教育」の全国展開」という目標を達成するための制度的基盤が整備され、②中学生・高校生に対して「性交」に伴う性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育が促進されうる。

目次

1. 序論	p.4
2. 先行研究及び本稿の位置付け	p.5
2-1. 「包括的性教育」推進の立場	p.5
2-2. フェミニズム理論の立場	p.8
2-3. 本稿の立場	p.10
3. 「生命の安全教育」の更なる充実に向けた提言	p.10
3-1. 次期学習指導要領に組み込み、全国で実施される体制整備を	p.10
3-2. 中学校・高校向けの教育の拡充を	p.12
4. 結論	p.16

1. 序論

2021年4月、文部科学省は、子どもを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないことを目的とした、「生命（いのち）の安全教育」と呼ばれる教育に用いる教材等¹を、文部科学省ホームページ²上で公開した。この新しい教育政策は、2020年6月に「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」で決定された、性犯罪・性暴力対策に特化した政府の初めての政策パッケージである「性犯罪・性暴力の対策の強化の方針」に盛り込まれた施策のうちの一つである。教材はスライド形式で、子どもの発達段階（幼児期 / 小学校（低・中学年） / 小学校（高学年） / 中学校 / 高校）に応じて5種類作成されており、その内容の概要は図1のとおりである。

主な教材の内容

 【幼児期】 <ul style="list-style-type: none">・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない・いやな触られ方をした場合の対応 等 	 【高校】 <ul style="list-style-type: none">・自分と相手を守る「距離感」について・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）・二次被害について・性暴力被害に遭った場合の対応 等 
 【小学校】 <ul style="list-style-type: none">・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない・いやな触られ方をした場合の対応・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等 	 【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】 <ul style="list-style-type: none">・性暴力の例・身近な被害実態・性暴力が起きないようにするためのポイント・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等 
 【中学校】 <ul style="list-style-type: none">・自分と相手を守る「距離感」について・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）・性暴力被害に遭った場合の対応 等 	 【特別支援教育】 <ul style="list-style-type: none">・小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。

各段階の教材・指導の手引きは、下記のサイトよりダウンロードできます。教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。



文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

図1：文部科学省ホームページ「生命の安全教育概要資料³」より筆者抜粋

¹ 教材の他に、教員向けの「指導の手引き」、卒業直前の高校生・大学生・一般向けの「啓発資料」等も同ホームページ上に掲載されている。

² 教材等は、以下の文部科学省ホームページに掲載されている。

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html（2023年5月29日最終閲覧）。

³ 文部科学省ホームページ「生命の安全教育概要資料」

https://www.mext.go.jp/content/20221208-mxt_kyousei01-000014005_2.pdf
（2023年5月29日最終閲覧）。

教材は、「各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが可能」（文部科学省、n.d.）であり、「教材の内容については各学校や地域の状況等に応じて、適宜内容の加除や改変を行った上での使用も可能」（文部科学省、n.d.）であるということが、運用上の特徴である。「生命の安全教育」の展開について、政府は「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」において、「全国展開に向けて、教育委員会における「生命（いのち）の安全教育」を推進する取組を支援する。」（内閣府 2022:9）としている。

「生命の安全教育」は、「日本の公教育史上初めて本格的に「性犯罪・性暴力対策」に踏み込んだ」（近藤 2022:131）画期的な取組であった一方で、学者、ジャーナリスト、学校現場の教員等、様々な立場から批判も寄せられている。本稿では、はじめに、「生命の安全教育」に対して、どのような評価と批判が行われているかについて、先行研究を参照しながら整理を行う。その上で、先行研究で指摘された課題も踏まえながら、既存の政策枠組みの下で、「生命の安全教育」をさらに充実させるためには、どのような改善が考えられるかという立場に立って、政策提言を行う。

2. 先行研究及び本稿の位置付け

本節では、「生命の安全教育」に関する先行研究を、評価と批判という観点から整理を行った上で、本稿の位置付けについて記述する。先行研究において「生命の安全教育」は、主に包括的性教育推進の立場と、フェミニズム理論の立場という2つの観点から分析が行われている。

2-1. 包括的性教育⁴推進の立場

「生命の安全教育」について、「やらないよりやるほうが100倍いい」「一步前進であることは間違いない」（いずれも小川・水野 2021）との声もある一方で、ほぼすべての論者に共通しているのは「生命の安全教育」だけでは不十分であり、ユネスコが作成した国際指針である『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』（2018=2020）に規定された包括的性教育を推進すべきとの立場（浅井・良編 2022、水野 2022, et.al）である。

このような主張が展開される背景には、現在の日本の性教育⁵は不十分であるという問題

⁴ 包括的性教育とは、性（セクシュアリティ）についての人権をベースにした教育と学習のプロセスを指している。性について包括的かつ正確な、科学的根拠に基づく肯定的なアプローチをとるものであり、従来の、性別による身体の違いなどの生物学的側面や、病気やリスクの予防等に関する内容が中心の抑制的性教育とは異なるアプローチである。したがって、相互の尊重と平等に基づく愛やよりより人間関係といった、社会的・認知的側面も含む形でセクシュアリティを提示する機会を提供する（日本財団 2022）。

⁵ 文部科学省は性教育ではなく「性に関する指導」という呼称を使用している。従来から実施

意識が論者の中で一定程度共有されていることが挙げられる。日本では、性教育の授業時間数自体が少なく（日本財団 2022）、カリキュラムが保健体育・理科・家庭科等の教科別に分断されている（茂木 2022）ため、体系的な性教育の推進体制が整っていない。また、教育内容についても、日本で行われている多くの性教育は、あくまで生殖や男女の身体づくりといった生物学的側面について限定的に説明するにとどまっており、人間関係や多様な性のあり方といった社会的な側面を伝える視点が不足していると指摘される（日本財団 2022）。

これらに加えて、浅井（2018）は、学習指導要領に書き込まれている「はじめ規定」が性教育を推進する上で足かせになっていると指摘する。「はじめ規定」とは、現行の学習指導要領において、小学校 5 年生の理科で「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」（文部科学省 2017a:105）、中学校 1 年生の保健体育科で「妊娠の経過は取り扱わないものとする」（文部科学省 2017b:129）とされている規定のことを指す⁶（谷 2021）。この規定によって、学校教育の場では「性交」という名称やテーマが排除されており、教職員が避妊や人工妊娠中絶を扱いにくく、また、これらに関する指導も行いにくい状況が継続していると指摘される（安達 2022）。その結果、妊娠や性感染症の仕組みなどといった、性に関する科学的な知識が、前提知識として生徒に共有されていない状況にある⁷という（近藤 2022）。しかし本来、学習指導要領とは、あくまで学校が編成する「教育課程の基準」（文部科学省 2017b:17）であって、学校において特に必要がある場合には、一定の要件⁸に留意すれば「はじめ規定」によって「取り扱わない」とされている内容についても指導することは可能である⁹（谷 2021）が、関口（2021）によると、2000 年代前後に行われた「性教育バッシング」

されていた「性に関する指導」に加えて新たに開始されたという経緯を踏まえると、本稿のテーマである「生命の安全教育」は、この「性に関する指導」とは別個の概念/存在として新たに創造されたと考えられる。

⁶ これらに加えて、高等学校についても、「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 保健体育編 体育編」において、「妊娠のしやすさを含む男女それぞれの生殖に関わる機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。」（文部科学省 2018:208）との規定があり、これを「はじめ規定」に含む見方（橋本・池谷・田代編 2018、日本財団 2022et.al）もある。

⁷ 同様の報告は他の調査でも明らかになっている。NPO 法人ピルコンが 2016 年に実施した「高校生の性知識・性意識・性の悩みに関する調査」によると、高校生であっても妊娠や避妊、性感染症に関する問題の正答率は低く、ほぼすべての問題において 50%以下である。

⁸ 文部科学省は、学校内で性に関する指導を行う場合は、次の 4 点に留意することを求めている。（谷 2021）

- ・児童生徒の発達段階を考慮すること
- ・学校全体で共通理解を図ること
- ・保護者や地域の理解を得ること
- ・集団指導と個別指導の内容の区別を明確にすること

⁹ 文部科学省は、2018 年 12 月 6 日参議院厚生労働委員会における川田龍平議員への答弁の中

において、「学習指導要領違反」が批判の根拠となった歴史から、現在も学習指導要領を越えた指導は差し控えられる傾向があると指摘されている。

以上のような、現行の性教育が持つ制約のもとで「生命の安全教育」が実施されると、以下の2つの問題が生じるとされている。

1つ目は、「同意のある性的行為」の持つポジティブな側面を抜きに、「性暴力」だけを教えることの限界(浅井・笹森・伊藤 2021、小川 2022、水野 2022、et.al)である。小川(2022)は、「生命の安全教育」が性教育ではなく「性犯罪・性暴力対策」の一環として始められたものであることに言及した上で、「生命の安全教育」では、性のもつポジティブな側面について触れずに、性暴力という性のネガティブな側面だけが強調されていると指摘する。性犯罪・性暴力の難しさは、殴る・蹴るといった暴力とは違い、行為自体が犯罪となるわけではない点にあり、性的な行為は、相手との関係性によって、「愛情表現」として行われる幸せなものであることもあれば、相手を支配してその尊厳を傷つけるための手段として行われることもある(小川 2022:120)という両義性を有しており、その両者を区別するのが「同意」の有無であると指摘する¹⁰。性教育において「同意のある性的行為」が教えられていない状況で、「生命の安全教育」で「性暴力」だけを教えるのでは、両者の区別は曖昧なままであり、「性暴力」を正確に理解することは難しいのではないかと疑問を呈している。

2つ目として、「生命の安全教育」は性犯罪・性暴力を教える教育であるにも関わらず、教材のなかで「性交」について取り扱われていないと指摘されている。谷(2021)は、教材の作成過程において、「はどめ規定」のために「性交」が十分に取り上げられなかったことを明らかにした上で、「はどめ規定」のあり方について国全体で議論する必要があると主張している。

以上の「生命の安全教育」が抱える問題点は、性教育が抱えていた限界—性の持つ肯定的/社会的な側面の欠落と「性交」の排除—がそのまま引き継がれたとみるべきであろう。だ

で、「いわゆる歯止め規定とは、発展的な内容を教える必要はないという趣旨ではなくて、全ての子供に共通に指導すべき事項ではないという趣旨」であり、「学校において特に必要がある場合には、各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱したり生徒に過重にならないようにするような配慮をした上で指導することができる」と説明している。

¹⁰ 小川(2022)は、「性的同意」教育の重要性を訴えるなかで、以下の性犯罪事件を紹介している。大手企業の男性社員が、女性に対する強制わいせつで起訴された。当該男性は、同僚の男性二人と共に相席居酒屋で出会った女性二人とカラオケ店へ行き、そこで「王様ゲーム」をして女性の体を触ったという事件であった。最終弁論で、弁護人が「我々男性が学ぶべきはジェンダー教育です。社会に必要なのはジェンダー教育であって、Aさんを罰することではありません」と発言したという。被告人は女性から受け入れられていると思っていた、女性の拒否・不同意に気づいていなかったと述べており、弁護人はこれを「痛恨の思い違い」と形容している。(以上小川 2022:121-122)「性的同意」概念への理解を深めることが、性犯罪・性暴力の加害を防ぐために重要であることがよくわかるエピソードである。

からこそ、「生命の安全教育」の問題点とその根本的な制約を提供している性教育の課題の双方を乗り越えるための包括的性教育の実現が目指されるのである。その手段として「国会で「包括的性教育推進法」を成立させることで学校や地域での性教育の法的基盤を確立すること」(浅井 2021) や「はどめ規定の撤廃」(日本財団 2022) などが志向される傾向がある。

2-2. フェミニズム理論¹¹の立場¹²

「生命の安全教育」の中高生用の教材をフェミニズム理論の視点から分析を行った研究として、近藤 (2022) が挙げられる。近藤 (2022) は、フェミニズム理論上、DV・性暴力防止教育を公的な施策として推進する場合、①被害者を非難する神話に対する批判、ならびに②DV・性暴力を社会全体の権力構造に位置付ける視点が不可欠の要素となると指摘した上で、「生命の安全教育」については、①の視点においては一定の意義を認めながらも、②の視点が不十分であると批判する。以下、詳述する。

角田 (1991:33-34) によると、「強姦神話」では、「強姦されるのは、被害者に責任 (落度、軽率、挑発) があるからだ」「本当にイヤだったら最後まで抵抗できるはずである」「顔見知りの間では強姦にならない。合意があったのではないか」などという、被害者非難の言説がふりまかれるが、近藤 (2022:133-134) によれば、教材ではこうした被害者を非難する言説に対抗しているという。例えば、中高生用の教材において、「悪いのは加害者です。被害にあった人は悪くありません。」(中高 p.6、下線は教材中のもの)、「被害にあった時に、体が固まる、声が出せないことはよくあります。」(中 p.12、高 p.15)、「相手が恋人や家族、顔見知りだったとしても、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。」(中高 p.6) などと記載され、それまでの、性暴力の責任を被害者に帰属させ加害者を免罪する発想、被害者による抵抗の程度を性暴力成立の基準とする発想、「見知らぬ男に暗い夜道で突然襲われるのが強姦である」というステレオタイプを排している。加えて、高校向けの教材(p.14)では二次被害についても取り扱っており、被害者非難の社会的広がりを読み止める効果が期待される。近藤 (2022:134) は、「文部省の過去の手引書には露骨な被害者非難の言説が書き込まれていた¹³歴史を振り返れば、たとえ部分的にせよ、被害者に寄り添うメッセージが

¹¹ 2-1 で取り上げた「包括的性教育推進」も「フェミニズム理論」に内包されうるが、ここでは「性教育」の欠落を指摘する議論のみならず、フェミニズム理論における DV・性暴力の捉え方に立ち返って教材の論理体系を読み解く作業」を行った近藤 (2022:643) の整理に従った分類を行っている。

¹² 本節の記述の大部分は、角田 (1991) 及び近藤 (2022) に負っている。

¹³ 例えば、1974 年発行の『思春期における生徒指導上の諸問題－高等学校編』(文部省(当時)が教師向けに発行している生徒指導参考資料の一つ)には、以下のような記述がある。性的な被害の防止についての指導の在り方を示した章の中で、「すきのない行動や態度が必要であることについての指導が大切である」(p.29)「被害を受ける危険のある状況に身を置かないよう事前に回避するような指導、例えば混雑する場所を避ける、暗い夜道の独り歩きをしない、男性

発信されたことは大きな一歩である」と述べている。

一方で近藤（2022）は、「生命の安全教育」の教材は、DV や性暴力といった事象を社会構造的に捉える視点が欠落しており、異性愛・シスジェンダー中心主義や家父長制といった権力構造を不問に付していると批判した上で、これらは一連の「性犯罪・性暴力対策」が男女の夫婦のペアとその子どもからなる家族を社会の基礎単位として想定する「男女共同参画」という政策概念の枠内にあることの帰結であると指摘する。例えば、教材においては、一貫して性暴力被害を被害者の性別から切り離す立場をとっている（例：中高 p.6「性別にかかわらず被害にあいます」）一方で、教材のイラストに着目すると、そのほとんどが男女のペアとなっており、非異性愛者・トランスジェンダーの被害者の存在が不可視化されていると指摘する。

さらに近藤（2022:135-136）は、男女間の暴力に限定されたイラストを使用したことにより、家父長制に基づく男女の非対称な権力関係がかえって見えにくくなっていると指摘する。図2に象徴されるように、教材では異性愛カップルにおいて男性と女性が同じ確率で相手よりも優位に立てるかのよう描写されているが、「異性カップルで女性が男性にふるう「暴力」は、すでにDV被害をうけている状況下で自衛や抵抗のために突発的に選択される行為であることが多く、加害男性による全方位的支配とは全く質が異なる」（近藤 2022:136）という。男女の「対等性」を強調するイラストは、被害女性による必死の抵抗を「加害」行為と等置し、加害男性のほうに味方してしまう危険性があると指摘する。家父長制という抑圧的な社会構造を不問に付したまま「よりよい人間関係」の建設を呼びかけることは、弱い立場に置かれた個人の側に関係修復の努力を迫るように機能しかねないと警鐘を鳴らしている。

以上のとおり、近藤（2022）は、「生命の安全教育」の教材が、社会的地位の配分が圧倒的に異性愛・シスジェンダーの男性に偏っているという事実を看過したまま、個々人の意

と1対1の状態にならないなど、いろいろと細かい点にまで心掛けるように指導することも大切である」（p.29）。さらには、「被害を受けた生徒には、自分の服装や態度に問題がなかったかどうかを反省させ、今後の防止のためにはどうすればよいかについても、十分に考えさせるように指導することが大切である」（pp.29-30）と記載されている。角田（1991:238-240）は、上記の記述について、「学校教育の中で、文部省主導で被害者落度論が堂々と語られている」と批判し、「男子学生に対して加害者になるな、女性の性的自己決定権を奪ってはならないという指導項目はこの本にはなかった」と指摘している。

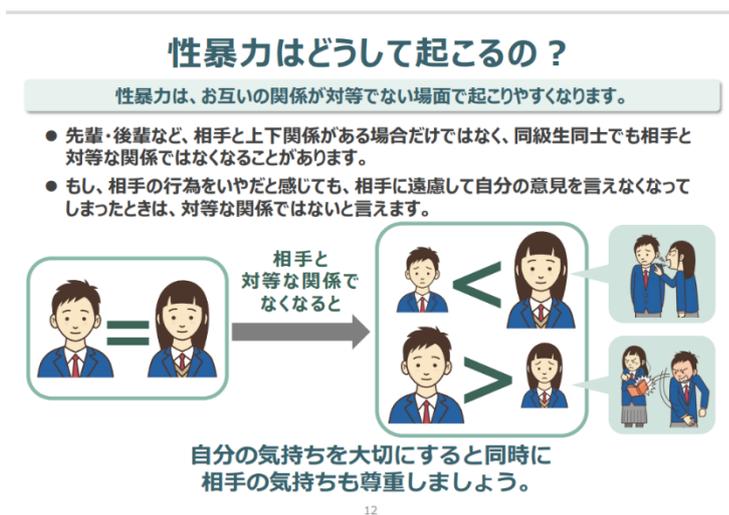


図2：「生命の安全教育」教材(中学 p.10、高校 p.11)

識・行動の変容を促す道徳的啓発に終始していると批判する。包括的性教育の公的基盤の確立に加えて、あらゆる領域の男性支配の現実を批判的に学ぶジェンダー平等教育の重要性を訴え、社会変革のビジョンのもとに性暴力防止教育を位置付ける必要があると主張している。

2-3. 本稿の立場

上述の2つの立場からの指摘は、「生命の安全教育」が既存の政策枠組みの下で生みだされたことに伴う限界を表出していると考えられる。つまり、既存の政策枠組みの下では、新しい取組を追加することこそ可能であっても、それは「男女共同参画」概念や「はどめ規定」をはじめとする「他の政策と齟齬をきたさない範囲」に限定されていたと考えられる。だからこそ、先行研究において理想的とされる政策を実現するためには、(現行の)性教育や「生命の安全教育」を超えた包括的性教育の推進、「はどめ規定」の撤廃、「男女共同参画」概念の克服などといった、既存の政策枠組みの構造変容が志向されるのである。

これらの構造変容志向は、理想的な社会を実現するための目指すべき方向性を提示する上では有意義である一方で、その実現には、法令の新規制定や改廃を要する多大な政治的・行政的コストがかかると考えられる。また、基本的には既存の政策枠組みの下で行動する政策担当者にとっては、必ずしも現実的に実行可能な選択肢とは言い難いのではないかという懸念がある。したがって、本稿では、既存の政策枠組みの下で、「生命の安全教育」をさらに充実させるためには、どのような改善が考えられるか¹⁴という立場に立って、政策提言を行う。これは、「既存の政策と齟齬をきたさない範囲」においても、まだできること、やるべきことがあるのではないかという問題意識に基づいたものである。

3. 「生命の安全教育」の更なる充実に向けた提言

3-1. 次期学習指導要領に組み込み、全国で実施される体制整備を

「生命の安全教育」の展開については、序論でも触れたように、「全国展開の推進」(内閣府 2023:18)を行うとされている。これに伴い、文部科学省は「生命の安全教育」の普及のため、2021年度から教材を活用したモデル事業¹⁵を実施している。2023年10月現在まで

¹⁴ 先行研究においては、しばしば性教育と「生命の安全教育」が混同した議論がなされるが、あくまで本稿では、「性犯罪・性暴力対策」の一環として始まった「生命の安全教育」をどのように改善すべきかという視点に立って議論を行う。

¹⁵ 文部科学省から委託された教育委員会等が、所管の学校において実際に教材を用いた授業をモデル的に行うという事業であり、今後、当該事業の成果を踏まえた全国フォーラムの開催や、好事例の周知を図るとしている。

の全国における普及状況は不明である¹⁶が、徳島県においては全校での実施が決定する¹⁷など、徐々に広まりを見せているようである。

なぜ「全国展開を推進」する必要があるのだろうか。それは、「生命の安全教育」の実施が義務とされていないからである。より正確に言えば、「生命の安全教育」は「教育課程の基準」（文部科学省 2017b:17）たる学習指導要領に組み込まれていないからである。「生命の安全教育」の誕生の契機となった「性犯罪・性暴力の対策の強化の方針」は2020年に策定された一方で、現行の学習指導要領は、これより前の2017、2018、2019年に告示されたものである。現行の学習指導要領では十分に扱われていない内容であったからこそ、新たに「生命の安全教育」が実施されることになったと考えられ、「生命の安全教育」は現行の学習指導要領に明確に位置づけられていないと言えるだろう。

各学校は、学習指導要領に基づき年間の指導カリキュラムの編成を行う。つまり、学習指導要領に明確に位置づけられていない「生命の安全教育」が、実際に学校現場において実施されるのかについては不透明であり、現状、学校現場では、教育課程内で現行の学習指導要領に既存する関連項目¹⁸に紐付けて指導されるか、または課外活動として、順次余力のある学校から実施されているという状況にあると思われる。だからこそ、「生命の安全教育」誕生の契機となった「性犯罪・性暴力の対策の強化の方針」においては、「令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにする。」（内閣府 2020a:9）と説明されており、また、「生命の安全教育」の教材等を学校現場に周知した令和3年4月16日付文科省通知¹⁹では、「本教材等の積極的な活用について御協力をお願いします」（p.2）との記載ぶりとなっていると考えられる。要するに、「全国展開」が掲げられている一方で、実現のための制度的な基盤は極めて脆弱なのである。

周知のとおり、学校現場は消化すべきカリキュラムを全うするので手一杯という状況であり、カリキュラムに組み込まれていない教育のために新たに時間を捻出することは困難を伴うだろう。さらに、性犯罪・性暴力という繊細なテーマであることもあり、導入が任意に委ねられている限り取り入れないという学校も存在すると考えられる。住んでいる地域に関わらず、誰もが性犯罪・性暴力の当事者となる可能性があり、すべての子どもたちが「生

¹⁶ 2023年9月に公表された文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」によると、2021年度の実績で、「性犯罪、性暴力防止に係る安全教育」の実施状況は35.8%に留まっている。

¹⁷ 徳島県庁（n.d.）「徳島県学校等における生命（いのち）の安全教育について」（2023年5月29日最終閲覧）．<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/7209685/>

¹⁸ 例えば、「生命の安全教育 指導の手引き」においては、体育科、保健体育科、特別活動などの教科が例示されている。

¹⁹ 令和3年4月16日付文部科学省通知「子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教材等について（通知）」（2023年5月17日最終閲覧）．https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/6686/00392815/01_monka_tuuti_03_55.pdf

命の安全教育」を受けられる環境を整備する必要がある。そのためには、「命の安全教育」の教育内容を学習指導要領に組み込むことが有効である。学習指導要領はおおむね 10 年に一度改訂されるものであり、前回の改訂が 2017-2019 年であったことに鑑みると、学習指導要領改訂に向けた検討が近いうちに開始されると思われる²⁰。「命の安全教育」が、全国の学校現場にさらに取り入れられやすくするために、その指導内容が各学校段階の次期学習指導要領に盛り込まれる²¹ことを期待する。その際に、次節で述べるように、既存の教材の内容に加えて、少なくとも中学校・高校段階については、「啓発資料」に記載されているような内容についても併せて追加されることが望ましい。

3-2. 中学校・高校向けの教育の拡充を

2-1 でも述べたように、「性暴力」を正確に理解するためには、「同意」のある性的な行為と「同意」のない性的な行為の境界を区別する「性的同意」概念について理解することが重要である。現行の教材では、「望まない性的な行為」については学習する一方で、「同意」の概念には言及がなく、相手の意思を確認するというプロセスを学ぶことができない。これでは、「性犯罪・性暴力の加害者にしない」という目的に照らして、不十分である。「強制性交等罪」から、被害者の同意の有無を犯罪の構成要件とする「不同意性交等罪」への法改正が実現した今、「性的同意」について学習することの重要性は明白である。

次に、現行の教材は、「性犯罪・性暴力の被害者にしない」という点においても不十分である。先行研究で指摘されているように、「命の安全教育」においては、「性交」に伴う性暴力が十分にに取り上げられていない²²。しかしながら、谷（2021）も指摘するとおり、「性犯罪・性暴力対策」という原点に立ち返ると、「性交」に言及できないという状況は矛盾している。なぜなら、「性犯罪」とは、まずもって「性交」にまつわる犯罪であり、刑法は中学生以上に相当する 13 歳以上を「性交」に「同意」する能力を有する主体として想定して

²⁰ 前回の学習指導要領改訂時のスケジュールは下記文部科学省資料を参照。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/_icsFiles/afldfile/2016/08/29/1376580_3.pdf（2023 年 5 月 28 日最終閲覧。）

²¹ 盛り込み先の一案として、特別活動の学級活動のうち、「2(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」などが考えられる。当該項目は、小学校・中学校・高等学校すべての学習指導要領に共通で盛り込まれている。案文については、「命の安全教育 指導の手引き」の 1 頁から 2 頁に記載された「各段階におけるねらい（概要）」が参考となる。その上で、小中学校の学習指導要領総則編解説に付録として収録されているカリキュラム・マネジメント表に「命の安全教育」が追加されることが望ましい。

²² 「性交」について全く言及がないわけではない（高校向けの教材（p.10）では「性交」に伴う性暴力を扱っている）が、言及されているからといってそれが十分であるということの意味せず、後述する「性的行為をするかどうかに関する能力」の養成という観点では、やはり不十分である。

いるからである²³。「性交」が何か分からない者から「同意」を得ることは不可能である。したがって、少なくとも法律上、「性交」への「同意/不同意」を判断する主体として想定されている中学生と高校生については、「性交」に「同意」した後にどのような事態が生じる可能性があるのかについて、十分に理解しておく必要があるはずである。

実際に、刑法改正にあたって法務省に設置された法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会の第8回会議配布資料22においては、「性的行為をするかどうかに関する能力として、

- ① 行為の性的な意味を認識する能力
- ② 行為が自己に及ぼす影響を理解する能力
- ③ 性的行為に向けた相手方からの働きかけに的確に対処する能力

を要」（法務省2022）するとの考え方が示されている。「性交」が回避された教材では、「性交」に関する①～③の能力を養成することは困難であり²⁴、「性交」への「同意/不同意」を判断する主体たりえない。それどころか、「性交」についてよく分からないまま、積極的な「同意」を示していないにも関わらず行為を強いられる被害者を生み出しかねない²⁵。

²³ 性交同意年齢とは、性交することに同意する能力があるとみなされる年齢のことで、同意する能力がないとみなされる年齢未満の者とは、性交ただけで強制性交等罪（現「不同意性交罪」）となる（上谷2021）。2023年7月に施行された改正刑法において、性交同意年齢は13歳から16歳に引き上げられているが、被害者が13歳から15歳の場合については、5歳以上の年齢差があることを適用の条件としている。年齢差が5歳差未満であれば、13歳から15歳についても性交することに同意する能力があるとみなしている点では改正前と同様であるので、本稿では「13歳以上を「性交」に「同意」する能力を有する主体として想定している」としている。

²⁴ 2023年6月9日参議院本会議において、清水貴之議員による「全ての中学生に共通に指導する内容としては妊娠の経過は取り扱わないこととされている件について見直すべきでないか」という趣旨の質問に対し、文部科学省は、「生徒間で発達の段階の差異が大きいことなどから、全ての生徒に共通に指導する内容としては妊娠の経過は取り扱わないこととしていますが、個々の生徒の状況等に応じ、必要な個別指導が行われることが重要と考えております」と答弁している。個別指導は排除されず、発達段階に応じて「性交」に関する教育が行われる可能性もあるという趣旨だと解されるが、誰もが「性交」を伴う性犯罪の当事者になりうるという事柄の性質上、一定の水準の指導が全国一律になされることが望ましい。「性交」への「同意/不同意」の意思を形成しうる主体として想定されている中学生と高校生については、「性交」に伴う性犯罪・性暴力についても、誰もが指導を受けられる環境を整備すべきである。

²⁵ 『「若者の性」白書』（2019）によると、最新の調査結果である2017年の高校生女子の性交経験率は約20%、高校生男子の性交経験率は約15%であり、中学生男女でも約5%が性交経験ありと回答しており、高校生については少なくとも約5%の人が性的行為の強要の被害に遭っていることが報告されている（中学生については性的被害の調査対象に含まれていない）。また、安達（2022）によると、中学生以下の中絶選択率は78%と他の若年層に比べて最も高い数値を示している。さらに、高校生にあたる16歳、17歳、18歳の中絶選択率もそれぞれ

さらに言えば、「性交」回避の状況下では、「性交」を伴う性暴力の被害に遭った場合にどのように対応するべきかについての知識も伝達されない。教材では、性暴力被害に遭った場合の対応を図3のように説明しているが、この説明では「性交」を伴う性暴力の被害者を救済することはできない。例えば、妊娠の危険性のある「性交」を強要された場合には緊急避妊薬の処方が必要となるが、これは被害に遭ってから72時間以内に飲まなければ効果が発揮されない（かつ、早く飲めば飲むほど効果が高い）という

即刻の対処を要するものである。教材の推奨する「信頼できる人に相談する」手段を取っている間に72時間を経過してしまう可能性がある。同様に、性犯罪被害者の着衣及び身体に残留する加害者のDNA資料等の証拠の保全についても即時の対応を要するものであり、教材の推奨する「信頼できる人への相談」を先行させる間に加害者の処罰が困難になるおそれがある。このように、「性交」を回避した教材では、性暴力被害予防の観点で不十分であるだけでなく、実際に被害に遭った被害者の救済という観点でも不十分である。

以上を踏まえて、中学校・高校向けの教材にどのような内容が追加されることが望ましいかを考えたい。これまでの議論を踏まえ、教材に不足していると思われる内容は、以下の3点に要約される。

- ① 「性交」に伴う性犯罪・性暴力の被害実態
- ② 「性的同意」概念に対する理解
- ③ 「性交」に伴う性犯罪・性暴力の被害後の対処法

実は上記の内容は、教材と同時に作成・公表された、「生命の安全教育」の「啓発資料²⁶」と呼ばれる資料で取り扱われている内容である。当該啓発資料は、現在、高校（卒業直前）・大学・一般向けと位置付けられているが、少なくともここで述べられている内容については、中学校・高校向けの教材に追加で盛り込まれることが望ましい。それが難しい場合でも、すでに作成されている啓発資料の対象年齢を、卒業直前の高校生以上から、中学校以上に引き

76.3%、63.7%、59.9%と、全年齢の中絶選択率が14.4%であることと比較すると極めて高い数値となっている。

²⁶ 「生命の安全教育」の啓発資料は以下の文部科学省ホームページにて閲覧可能。（2023年6月14日最終閲覧）https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_35.pdf

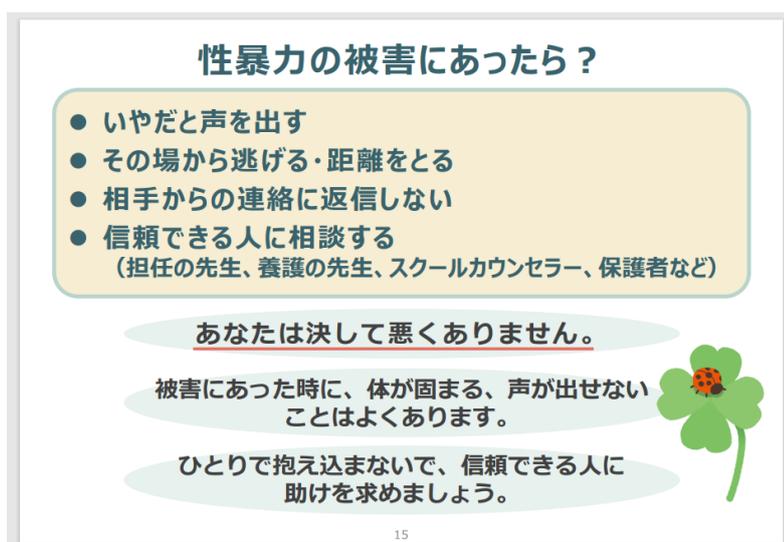


図3:「生命の安全教育」教材(中学 p.12、高校 p.15)

下げるという方策も考えられる。

「生命の安全教育」の啓発資料を中学生や高校生に配布することは、「はどめ規定」に抵触するのではないかという懸念の声が想定される。もっとも、現場レベルでは、「はどめ規定」を超える内容を扱ったとしても必ずしも違法とならない（橋本・池谷・田代編 2018）というのは、2-1 でも示したとおりである。一方で、現行の政策枠組みと齟齬をきたさずに、上記の施策を実現するための方策を示したい。具体的には、「はどめ規定」があったとしても、扱う教科や学年を工夫すれば、「性交」に伴う性犯罪・性暴力を取り扱うことも不可能ではないのではないかという提案である。

学習指導要領上の中学校1年生の保健体育科において、「(7) 内容の(2) のアの(イ) については、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。」(文部科学省 2017b:129) という「はどめ規定」が設けられているというのは先にも述べたとおりである。しかし、より厳密に解釈すれば、これはあくまで「中学校1年生」の「保健体育科」の「内容の(2) のアの(イ)」において、「妊娠の経過は取り扱わない」ことを規定していると考えられる。実際に、学習指導要領上では、「中学校3年生」の「保健体育科」で「後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱うものとする」(文部科学省 2017b:129) とされており、同解説においては「エイズの病原体はヒト免疫不全ウイルス（HIV）であり、その主な感染経路は性的接触であることから、感染を予防するには性的接触をしないこと、コンドームを使うことなどが有効であることにも触れるようにする。」(文部科学省 2017c:213) とあり、「性的接触」（「性交」のこと）に関する内容を取り扱うことを求めている。

このように、生殖に関する文脈とは別の文脈（例えば、性感染症であれば「感染症の予防」という文脈に位置付けられている）であれば、「性交（あるいは、性的接触）」に伴う性犯罪・性暴力を取り扱うことができる余地は残されているのではないだろうか。「生命の安全教育」であれば、一例として、その名のとおり「安全教育」の一環として、「犯罪被害の防止」や「犯罪被害からの安全確保」のような文脈で、性的接触を含む同意のない性的な行為の具体的事例や、性的接触を伴う性犯罪・性暴力の被害に遭った場合の対処方法を、「よりよい人間関係の形成」という文脈で、性的同意を扱うことなどが考えられる。

性を取りまく様々な危険から、子どもたちが主体的に心身の安全を確保し、また他者への加害を防止するためには、「性交」に伴う性犯罪・性暴力を含めた性犯罪・性暴力防止教育が必要である。住んでいる地域に関わらず、誰もが「性交」を伴う性犯罪・性暴力の当事者になりうるという事柄の性質上、一定の水準の指導が全国一律になされることが望ましい。これをどの学年で教えるか、という問題には多様な価値観や考え方があると想定されるが、「性犯罪・性暴力」という切り口で考えるのであれば、本来は「性交同意年齢」に達する前に「性交」まつわる性犯罪・性暴力に関する知識を身に着けておくことが望ましく、最低でも「性交同意年齢」と足並みが揃っている必要があるだろう。前向きな対応を期待したい。

4. 結論

本稿では、既存の政策枠組みの下で、「生命の安全教育」をさらに充実させるための方策として、①「生命の安全教育」の各学校段階の指導内容を次期学習指導要領に盛り込むこと、②現在高校（卒業直前）・大学・一般向けに作成されている啓発資料の内容を中学校・高校向けの教材に盛り込むことの2点を提案した。これらの施策により、①政府の掲げる「生命の安全教育」の全国展開」という目標を達成するための制度的基盤が整備され、②中学生・高校生に対する「性交」に伴う性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育が促進されうる。幼児期・小学校向けの教材については、本稿で十分に検討を行うことができなかった。筆者の他日の課題としたい。

最後に、念のため付記しておきたいのは、本稿の提案はあくまで政策立案者に向けたものであるということだ。現場で教育実践に携わる教員等については、本提言の実現を待たずとも、序論で紹介した、「生命の安全教育」の教材の「各学校や地域の状況等に応じて、適宜内容の加除や改変を行った上での使用も可能」（文部科学省、n.d.）という運用上の特徴を活かして、子どもたちの実情を踏まえた多様な教育実践²⁷が生み出されることを期待したい。

【付記】

本稿は筆者の個人的見解であり、所属機関の公式見解を示すものではない。

【参考文献一覧】

- 浅井春夫, 2018, 「わが国の性教育政策の分岐点と包括的性教育の展望：学習指導要領の問題点と国際スタンダードからの逸脱」『まなびあい』第11号, pp.88-101.
- 浅井春夫・笹森史子・伊藤修毅, 2021, 「鼎談：「生命（いのち）の安全教育」のその先」『季刊セクシュアリティ』第58号, pp.20-31.
- 浅井春夫・良香織編, 2022, 『からだの権利教育入門 幼児・学童編 生命の安全教育の課題を踏まえて』子どもの未来社.
- 安達知子, 2022, 「日本における性教育の現状と課題」『産婦人科の実際』第71号, pp.137-143.
- 小川たまか, 水野哲夫「文科省が進める「生命の安全教育」、性教育と言えないのはなぜ？」ダイヤモンドオンライン 2021年7月9日 <https://diamond.jp/articles/-/276274> (2023年5月30日最終閲覧).
- 小川たまか, 2022, 「『生命（いのち）の安全教育』には何が欠けているか」『現代思想』第50巻第4号, pp.115-122.

²⁷ 浅井・良編（2022）を始めとして、「生命の安全教育」の文科省作成教材を活用したアレンジ事例を紹介する書籍が出版されている。

- 上谷さくら, 2021, 「性犯罪に関する刑法改正をめぐる議論」『季刊セクシュアリティ』第 102 号, pp.94-101.
- 近藤凜太郎, 2022, 「「生命（いのち）の安全教育」とは何か？－文科省「性犯罪・性暴力対策」モデル教材の両義的性格－」『教育学研究』第 89 巻第 4 号, pp.130-141.
- 関口久志, 2021, 「学習指導要領」『季刊セクシュアリティ』第 103 号, pp.136-137.
- 谷圭菜, 2021, 「学校の性教育で“性交”を教えられない「はどめ規定」ってなに？」NHK web リポート 2021 年 8 月 26 日. (2023 年 5 月 30 日最終閲覧).
<https://www.nhk.or.jp/shutoken/wr/20210826a.html>
- 角田由紀子, 1991, 『性の法律学』有斐閣.
- 内閣府, 2020a. 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針 全文」(2023 年 5 月 30 日最終閲覧).
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/policy_02.pdf
- 内閣府, 2020b, 「共同参画 2020 年 7 月号」(2023 年 1 月 30 日最終閲覧).
<https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2020/202007/pdf/202007.pdf>
- 内閣府, 2022, 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」
https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2022_honbun.pdf
(2023 年 5 月 26 日最終閲覧).
- 内閣府, 2023, 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）」
https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2023_honbun.pdf
(2023 年 6 月 15 日最終閲覧).
- 日本財団, 2022, 「包括的性教育の推進に関する提言書」(2023 年 5 月 31 日最終閲覧).
https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2022/08/new_pr_20220812_01.pdf
- 日本性教育協会, 2019, 『「若者の性」白書』小学館.
- NPO 法人ピルコン, 2016, 「高校生の性知識・性意識・性の悩みに関する調査」(2023 年 5 月 31 日最終閲覧).
<https://pilcon.org/wp-content/uploads/2015/04/6a90f1cd42dd5ae984e065c5fa6675ca-2.pdf>
- 橋本紀子・池谷壽夫・田代美江子編, 2018, 『教科書にみる世界の性教育』かもがわ出版.
- 広瀬裕子, 2022, 「性教育のポリティクスー公私二元論問題と性教育論争ー」『教育学研究』第 89 巻第 4 号, pp.14-25.
- 法務省, 2022, 「法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会の第 8 回会議 配布資料 22」(2023 年 5 月 30 日最終閲覧).
<https://www.moj.go.jp/content/001374285.pdf>
- 牧野雅子, 2020, 『増補 刑事司法とジェンダー』インパクト出版会.
- 水野哲夫, 2022, 「「生命（いのち）の安全教育」をのりこえるー「性と人権」・「暴力と安全の確保」に関する確かな教育プログラムをー」『季刊セクシュアリティ』第 105 号, pp.4-13.
- 茂木輝順, 2022, 「学校における『性教育』内容の変遷」林雄亮・石川由香里・加藤秀一編

- 『若者の性の現在地』 勁草書房, pp.119-143.
- 文部科学省, 2016, 「今後の学習指導要領改訂スケジュール」(2023年1月30日最終閲覧).
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/_icsFiles/afeldfile/2016/08/29/1376580_3.pdf
- 文部科学省, 2017a, 「小学校学習指導要領(平成29年告示)」(2023年6月11日最終閲覧). https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_01.pdf
- 文部科学省, 2017b, 「中学校学習指導要領(平成29年告示)」(2023年5月26日最終閲覧). https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_02.pdf
- 文部科学省, 2017c, 「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 保健体育編」(2023年5月26日最終閲覧). https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_02.pdf
- 文部科学省, 2018, 「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 保健体育編 体育編」
https://www.mext.go.jp/content/1407073_07_1_2.pdf (2023年6月14日最終閲覧).
- 文部科学省, 2021, 「子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命(いのち)の安全教育」の教材等について(通知)」(2023年5月30日最終閲覧).
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/6686/00392815/01_monka_tuuti_03_55.pdf
- 文部科学省, 2023, 「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査【概要】(令和3年度実績)」(2023年10月1日最終閲覧).
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/20230911-ope_dev03-2.pdf
- 文部科学省, n.d. 「性犯罪・性暴力対策の強化について」(2023年5月30日最終閲覧).
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
- 文部科学省, n.d. 「生命の安全教育概要資料」(2023年5月30日最終閲覧).
https://www.mext.go.jp/content/20221208-mxt_kyousei01-000014005_2.pdf
- 文部科学省, n.d. 「生命の安全教育 指導の手引き」(2023年8月8日最終閲覧).
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/assets/file/inochino-anzenkyouiku-tebiki.pdf
- NHK, 2023.2.3, 「性犯罪の要件見直し 刑法改正の要綱案 ポイントは？」
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230203/k10013970101000.html>
(2023年5月29日最終閲覧).
- NHK, 2023.4.21, 「「強制性交罪」を「不同意性交罪」に変更 刑法改正案 閣議決定」
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230314/k10014007521000.html>
(2023年5月17日最終閲覧).
- UNESCO, 2018, *International Technical Guidance on Sexuality Education* (=2020, 浅井春夫, 良香織, 田代美江子, 福田和子, 渡辺大輔訳, 『改訂版 国際セクシュアリティ教育ガイダンス』 明石書店.)